

郡山市地域生活拠点型再開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるサービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業、高齢者等の居住の安定確保と健康の維持増進等を推進する先導的な住まいづくりに関する事業、住宅確保要配慮者及び子育て世帯等のための地域生活拠点を整備する再開発事業を適正かつ効果的に推進し、高齢者等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる市街地環境の整備を図ることを目的として、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付国住心第178号。以下「スマートウェルネス住宅等推進事業要綱」という。）に定める地域生活拠点型再開発事業を行う事業者等に対する補助金の交付に関して、スマートウェルネス住宅等推進事業要綱及び郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、スマートウェルネス住宅等推進事業要綱、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付建設省住街発第63号。以下「優良建築物制度要綱」という。）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定。以下「社総金交付要綱」という。）、市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日付建設省住街発第47号。以下「市街地再開発補助要領」という。）及び住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日付建設省住市発第12号。以下「細目」という。）において使用する用語の例による。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) この補助金の交付申請者が個人の場合にあつては、本市の市税（個人市民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税（都市計画法含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していないこと。
- (2) この補助金の交付申請者が個人以外の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税（個人市民税（当該法人が郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）第36条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）並びに法人市民税、固定資産税（都市計画法を含む。）、軽自動車税、事業所税及び入湯税をいう。）を滞納していないこと。
- (3) 郡山市暴力団排除条例（平成24年条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でない者。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、スマートウェルネス住宅等推進事業要綱第4の四の地域生活拠点型再開発事業に該当する事業で、当該要綱に規定する地域生活拠点を導入する地域生活拠点化基本事業のうち、市街地再開発事業に関し、社総金交付要綱に規定する市街地再開発事業とし、優良建築物等整備事業に関し、優良建築物制度要綱及び社総金交付要綱に規定する優良再開発型優良建築物等整備事業及び都市再構築型優良建築物等整備事業とする。

2 補助対象事業の適用対象となる区域、敷地及び建築物は、次のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 区域は、郡山市立地適正化計画（平成31年3月31日策定）に定める都市機能誘導区域内とする。ただし、地区の整備等により良好な街づくりに資すると市長が認める場合は、この

限りでない。

- (2) 敷地の面積及び当該敷地の接する道路の中心線以内の面積の2分の1の合計が、おおむね1,000平方メートル以上であること。
- (3) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第1号に規定する敷地面積が、500平方メートル以上であること。
- (4) 建築基準法施行令第136条第1項に規定する敷地内に空地を有するものであること。
- (5) 前号の空地は、施行区域周辺の公共施設と一体となり、良好な利用形態が図られるよう効果的に配したものであること。
- (6) 建築物は、地階を除く階数が3以上のものとし、耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (7) 建築物の形態及び色彩は、周辺の景観と著しく不調和とならないものであること。
- (8) 建築物は、次に掲げる用途に供するものでないこと。
 - ア 風俗及び教育上悪影響を及ぼすおそれのあるもの
 - イ 生活を害する騒音、ばい煙、臭気等のおそれのあるもの
 - ウ 危険物を扱うことにより、住民に危害を及ぼし、又は建築を破損させるおそれのあるもの
- (9) 建築物は、別表に定める施設の1以上と複合して整備すること。

(対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費はスマートウェルネス住宅等推進事業要綱、社総金交付要綱、市街地再開発補助要領及び細目に定める経費とし、補助金の額は国及び県からの補助金の額を参酌して予算の範囲内で定める額とする。

2 補助対象事業に関し、国その他の地方公共団体からこの要綱に定める補助金と同趣旨の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の対象となる経費については、この補助金の対象となる経費としない。

(事前相談)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条に規定する申請をするに当たり、事前相談書(第1号様式)に次に掲げる事項を記載した書類を添えて市長に提出し、事前に相談するものとする。

- (1) 事業の目的
- (2) 計画地の概要
- (3) 現況土地利用
- (4) 交付申請額の算出方法及び経費の配分
- (5) 交付申請額の算出方法の明細
- (6) 建築計画
- (7) 資金計画
- (8) 支出金明細書
- (9) 資金調達計画
- (10) 補助対象事業全体計画
- (11) 市街地再開発事業又は優良建築物等整備事業の実施合意
- (12) 事業計画

2 市長は、前項に規定する事前相談書の提出があった場合は、その内容を精査の上、事前相談結果通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 申請者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 計画平面図
- (2) 工事工程表
- (3) 市税納税状況照会同意書（第3号様式）

2 申請者は、規則第10条の2第1項に規定するやむを得ない事由により補助金等の交付の決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ指令前着工届（第4号様式）により市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項に規定する指令前着工届の提出があった場合は、その内容を精査の上、指令前着工結果通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (3) 補助対象事業が完了した後においても第4条第2項各号に定める敷地及び建築物の要件を適正に維持すること。

（軽微な変更の範囲）

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 年度ごとの補助対象事業費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更

（概算払）

第10条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、規則第14条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業完了部分収支決算書
- (2) 工事等契約書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 竣工写真

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（財産処分の制限等）

第13条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産の制限の期間と同じ期間とする。

2 規則第20条第3号に規定する別に指定するものは、その取得価格が10万円以上のものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 医療施設	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める特定機能病院、地域医療支援病院、その他の病院又は診療所、同法第1条の2に定める調剤を実施する薬局のうち、医療計画等と連携が図られたもの
2 社会福祉施設	社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設、かつ、子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたもの
3 教育文化施設	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条に定める認定こども園、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、同法第124条に定める専修学校、同法第134条に定める各種学校、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に定める図書館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に定める博物館、同法第29条に定める博物館相当施設
4 子育て支援施設	乳幼児一時預かり施設（一時預かり事業実施要綱（平成27年7月17日制定）等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。）及びこども送迎センター（広域的保育所等利用事業実施要綱（平成27年4月13日制定）等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。）